資料４

豊田市子ども条例（平成１９年条例第７０号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第１２条～第１９条）	第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第１２条～第２０条）
第５章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第２０条～第２５条）	第５章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第２１条～第２６条）
第６章　子どもに関する施策の推進と検証（第２６条～第２９条）	第６章　子どもに関する施策の推進と検証（第２７条～第３０条）
第７章　雑則（第３０条）	第７章　雑則（第３１条）
〔追加〕	（子どものいじめの防止などに関する取組）
	第１５条　市は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」といいます。）第１２条の既定に基づく基本的な方針として、豊田市いじめ防止基本方針を定め、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。
（子どもの虐待の予防などに関する取組）	（子どもの虐待の予防などに関する取組）
第１５条　（略）	第１６条　（略）
（有害・危険な環境からの保護）	（有害・危険な環境からの保護）
第１６条　（略）	第１７条　（略）
（子どもの居場所づくりの推進）	（子どもの居場所づくりの推進）
第１７条　（略）	第１８条　（略）
（意見表明や参加の促進）	（意見表明や参加の促進）
第１８条　（略）	第１９条　（略）
（子ども会議）	（子ども会議）
第１９条　（略）	第２０条　（略）
（子どもの権利擁護委員の設置など）	（子どもの権利擁護委員の設置など）
第２０条　（略）	第２１条　（略）
（擁護委員の仕事）	（擁護委員の仕事）
第２１条　（略）	第２２条　（略）
（擁護委員への協力）	（擁護委員への協力）
第２２条　（略）	第２３条　（略）
（勧告や要請への対応）	（勧告や要請への対応）
第２３条　（略）	第２４条　（略）
（勧告や要請などの内容の公表）	（勧告や要請などの内容の公表）
第２４条　（略）	第２５条　（略）
（活動状況などの報告と公表）	（活動状況などの報告と公表）
第２５条　（略）	第２６条　（略）
（子ども総合計画）	（子ども総合計画）
第２６条　（略）	第２７条　（略）
（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）	（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）
第２７条　（略）	第２８条　（略）
（推進会議の仕事）	（推進会議の仕事）
第２８条　（略）	第２９条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　推進会議は、前２項に定める仕事のほか、＿＿＿＿＿＿＿＿子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項各号の事務を行います。	３　推進会議は、前２項に定める仕事のほか、法第１４条第１項に規定する協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項各号の事務を行います。
４　（略）	４　（略）
（報告、提言など）	（報告、提言など）
第２９条　（略）	第３０条　（略）
（委任）	（委任）
第３０条　（略）	第３１条　（略）